別紙様式第二十号第一面中「印」を削り、同様式第２面記載上の注意に次のように加える。

３　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二十二号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．登録申請書の第２面以降に係る変更届出書については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

２．法第287条第１項の登録申請書又は法第290条第１項の規定及び第220条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十三号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

法第287条第１項の登録申請書又は法第290条第１項の規定及び第220条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十四号第一面中「印」を削り、同面記載上の注意に次のように加える。

３　法第287条第１項の登録申請書又は法第290条第１項の規定及び第220条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（損害保険代理店）中「氏名　　印」を「氏　　名」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

２　法第277条第１項の登録申請書又は法第280条第１項の規定及び第215条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（少額短期保険募集人）中「氏名　　印」を「氏　　名」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１　記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

２　法第277条第１項の登録申請書又は法第280条第１項の規定及び第215条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書（保険仲立人）中「氏名　　印」を「氏　　名」に改め、同様式記載上の注意に次のように加える。

３　法第287条第１項の登録申請書又は法第290条第１項の規定及び第220条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号の二中「印」を削り、同様式の「４．保険募集にかかる苦情の発生件数（直近３ヵ年度）」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．上記１．から４．までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

２．法第277条第１項の登録申請書又は法第280条第１項の規定及び第215条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十五号の三中「印」を削り、同様式の「４．保険募集にかかる苦情の発生件数（直近３ヵ年度）」の次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．上記１．から４．までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

２．法第277条第１項の登録申請書又は法第280条第１項の規定及び第215条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十六号第一面中「印」を削り、同面の「代表者又は管理人の氏名」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第287条第１項の登録申請書又は法第290条第１項の規定及び第220条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者又は管理人の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十七号第一面中「印」を削り、同面の「氏　　名」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第287条第１項の登録申請書又は法第290条第１項の規定及び第220条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第二十八号中「印」を削り、同様式目次記載上の注意１、同様式５記載上の注意１及び同様式７記載上の注意１中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正）

第二十二条　損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「この場合において、当該代理人は、異議申出人とともに異議申出書に署名又は記名押印しなければならない。」を削る。